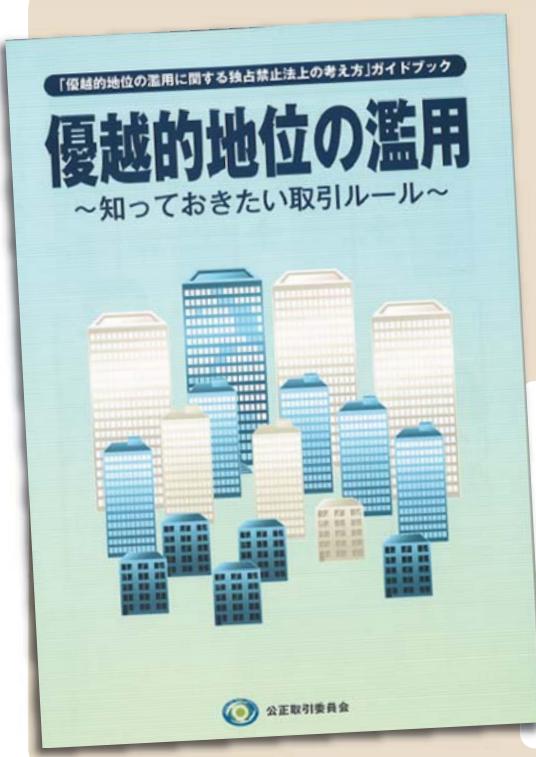


講習会開催のお知らせ(大規模小売業者等向け) ～優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方～

今般、公正取引委員会は、大規模小売業者等と納入業者を対象として、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(「優越ガイドライン」)に沿って取引の実態を調査し、その結果を平成24年7月11日に、「大規模小売業者等と納入業者との取引に関する実態調査報告書」として公表しました。

当該調査では、一部の大規模小売業者等において優越的地位の濫用につながり得る行為がみられました。また、優越ガイドラインについて、役職階層別にみると、「代表者・役員等」及び「部長・課長等の管理職」に比べて「購買部門の一般社員」における認知度が低いという結果がみられました。

このような状況を踏まえ、大規模小売業者等と納入業者との取引の公正化をより一層推進するため、「業種別講習会(大規模小売業者等向け)」を開催することとしました。



業種別講習会(大規模小売業者等向け)

開催日時：平成24年10月30日(火)
14:00～16:00

会場：沖縄県立博物館・美術館(1階美術館講座室)
那覇市おもろまち3-1-1

定員：50名

申込方法：以下のアドレスからお申し込みください。
<http://www.jftc.go.jp/daikibokouri.pdf>

＜講習内容＞

公正取引委員会が作成した優越的地位の濫用に関するDVDや、先般の実態調査で明らかになった具体的な事例を基に、それぞれの会社で納入業者に対し行われている行為等のうち、どのような行為等を行うと優越的地位の濫用に該当しえ得るのかについて説明します。

なお、近時、プライベートブランド商品の製造委託等に関して下請法上問題が多くみられることが踏まえ、どのような点に留意するべきかについても説明します。

＜講習会に関するお問い合わせ＞

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課 電話：03-3581-3373

＜優越的地位の濫用に関する相談等＞

内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室 電話：098-866-0049